

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第165号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月27日 17時00分ごろ	
発生場所	山口県周防大島町田ノ尻鼻南西方沖 大磯灯台から真方位070° 1.4海里付近（概位 北緯33° 57.7′ 東経132° 12.2′）	
事故等調査の経過	平成22年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第六光潤丸、94.00トン 130253、松江海運有限会社 B 漁船 ヤマト、1.3トン YG3-51998（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部にペイント剥離 B 左舷側前部に欠損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、潤滑油60kℓを積載し、大島瀬戸を約7.5ノットの対地速力で東進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、たて網を揚網中、平成22年8月27日17時00分ごろ、A船の船首部とB船の左舷側前部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約3.3m/s、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、海上 平穏、潮流 微弱な東流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、大島瀬戸を東進中、船長Aが、適切な見張りを行わなかったため、前路で操業中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、大島瀬戸において、たて網の揚網作業中、船長Bが、揚網に意識を集中し、周囲の見張りを行わなかったことから、接近するA船に気付かずに揚網を続け、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、大島瀬戸において、A船が東進中、B船がたて網を揚網中、船長Aが、適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが、周囲の見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	